



【外国人材の労務】 栃木県社会保険労務士会

第4回 労働条件③～賃金について(1)

●労働契約で明示が必要な賃金に関する定め

働く上で賃金は大切な労働条件です。労働契約では、賃金に関する事項を明示する必要があります。具体的には、賃金の計算方法（月給制、時給制など）とその金額、交通費など諸手当の計算方法、賃金の締日と支払日及び支払い方法、時間外（残業）手当等の割増率などです。これらの事項は企業ごとに定めることができますが、労働基準法や最低賃金法などの法律で定める方法や基準を満たす必要があります。

●賃金の支払い五原則～労働基準法

今回は労働基準法で定める賃金の支払方法について5つの原則をみていきます。

①通貨払い

賃金は通貨で支払うのが原則です。現在では口座振込みが一般的ですが、口座振込みは通貨払いの例外にあたるため、労働者ごとに個別の同意をとることが必要です。

交通費が定期券で支給される場合がありますが、定期券は現物給与となるため事前に労働協約を締結することが必要です。労働協約は事業主と労働組合の間で締結しなければならないので、労働組合のない会社では現物給与の支給はできません。

なお、外国人労働者の給与についても通貨払いの原則により日本で働く場合は日本円で支払わなければなりません。外貨や仮想通貨での支払いは現物給与にあたりと解釈されているので、労働協約が必要です。

②直接払い

賃金は労働者本人に支払わなければなりません。配偶者や親に支払ったり、本人の名義以外の銀行口座に振り込むことはできません。

③全額払い

所得税などの税金および健康保険料などの社会保険料を除いて、賃金は全額を労働者に支払わなければなりません。ただし、労使協定を締結すれば賃金からの控除を行うことができます。外国人労働者を雇用する場合、事業主が住宅や食事を準備することがありますが、家賃や食費を賃金から控除することは可能です。

～企業のための～

外国人材 “共働” WebJournal



【外国人材の労務】 栃木県社会保険労務士会

④毎月1回以上払い

賃金は月1回以上支払わなければなりません。例外的に賞与や臨時の手当などは就業規則などの定めに従って支払うことができます。

⑤一定期日払い

賃金は「毎月20日」など決まった日に支払わなければなりません。「月末払い」と定めることは認められますが、「第3水曜日払い」などの定め方は支払日のぶれが大きいため認められていません。

なお、口座振込みで給与が支払われる場合、金融機関の休業日が支払日にあたることがあります。支払日をずらす場合は金融機関の直近の営業日としなければなりません。繰り上げ・繰り下げのどちらでも可能とされています。

労働基準法上、賃金の支払方法には原則だけでなく様々な例外があります。判断に迷ったら労働基準局や社会保険労務士など専門家に相談しましょう。

栃木県社会保険労務士会

増田 郁代